

大阪府福祉医療費助成制度再構築に伴う
市単独助成の取扱いについて

1 趣旨

平成 30 年(2018 年)4 月の大阪府福祉医療費助成制度の再構築に合わせ、各医療で実施する市単独助成の見直しを考えているものです。

- (1) 老人医療費（一部負担金相当額等一部助成）助成制度で行う、身障手帳 3.4 級、療育手帳 B1 所持者への助成を廃止する。
- (2) 障がい者医療費助成制度・ひとり親家庭医療費助成制度・子ども医療費助成制度で行う、入院時食事療養費等の助成を廃止する。
- (3) 子ども医療費助成制度において所得制限を撤廃する。

2 大阪府福祉医療再構築の概要

(1) 背景

- ア 障がい福祉サービス等が、障がい種別に関わらず共通制度（障害者総合支援法）の下で一元的に提供する仕組みが確立されているが、障がい者医療では未対応。
- イ 児童扶養手当では、DV保護命令が出されたDV被害者が支給対象になっているが、ひとり親家庭医療では未対応。
- ウ 高齢化の進展、医療の高度化に伴う医療費の自然増。

(2) 制度設計

- ア 持続可能な制度構築の観点から、対象者・給付の範囲を選択、集中するとともに、受益と負担の適正化を図る。
- イ 現行制度における自然増分は、引き続き、府と市で同様に負担する。
- ウ 再構築による将来的な所要額増については、原則として受益者負担とし、一部自己負担額の見直しを行う。

(3) 再構築の内容

- ア 障がい者医療の対象に精神障がい者、難病患者を追加
- イ 老人医療と障がい者医療を整理・統合（重度ではない精神障がい者、難病患者は対象外へ。結核患者は重度かそうでないかにかかわらず対象外へ。）
- ウ ひとり親家庭医療の対象者にDV保護命令が出された方を追加
- エ 訪問看護療養費を助成対象に加える
- オ 一部自己負担額の変更
(障がい者医療において、月額上限額を2,500円から3,000円へ等)

(4) 実施時期

平成30年(2018年)4月1日

※ 本市においても、府の再構築に基づく取扱いをするものとします。

3 現行の市単独助成

(1) 老人医療（一部負担金相当額等一部助成）

65歳以上で、以下に該当する方を対象とする

- ア 身体障がい者手帳3、4級を所持する方
- イ 療育手帳B1を所持する方

【所得制限】市民税非課税世帯

平成28年度実績

対象者	約1,700人
助成件数	約55,000件
助成額	約125,600千円

(2) 障がい者医療、ひとり親家庭医療

各制度の要件に該当する対象者（年齢制限なし）に、以下を助成する

- ア 入院時食事療養標準負担額の全額
- イ 入院時生活療養標準負担額の一部

(3) 子ども医療

入院時食事療養標準負担額の全額を助成する

(2)(3) 平成28年度実績

	障がい者医療費	ひとり親家庭医療費	子ども医療費
対象者	約5,700人	約5,500人	約44,000人
助成食数	約240,000食	約3,900食	約43,000食
助成額	約66,000千円	約1,400千円	約15,500千円

4 再構築による影響額の試算

(1) 府の制度に合わせた場合（市単独助成廃止）

年度		平成 29 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 38 年度
歳出（千円）		1,519,923	1,642,780	1,380,143	1,393,283
内 訳	府補助（千円）	653,562	754,006	690,071	696,641
	一般財源（千円）	866,361	888,774	690,072	696,642
初年度からの負担増		-	22,413	▲176,289	▲169,719

(2) 市単独助成を継続した場合（府対象外分も助成）

年度		平成 29 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 38 年度
歳出（千円）		1,519,923	1,765,788	1,772,840	1,795,959
内 訳	府補助（千円）	653,562	754,006	690,071	696,641
	一般財源（千円）	866,361	1,011,782	1,082,769	1,099,318
初年度からの負担増		-	145,421	216,408	232,957

(2) - 2 市単独助成を継続した場合の一般財源の内訳

年度		平成 29 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 38 年度
一般財源（千円）		866,361	1,011,782	1,082,769	1,099,318
内 訳	府制度（千円）	653,562	754,006	690,072	696,642
	市単独助成（千円）	212,799	257,776	392,697	402,676
	老人医療（千円）	134,768	140,384	140,916	144,203
	老人医療府制度対象外者（千円）	-	5,413	135,927	139,098
	障がい者医療（千円）	61,131	90,179	94,054	97,575
	ひとり親家庭医療（千円）	1,400	1,800	1,800	1,800
	子ども医療（千円）	15,500	20,000	20,000	20,000
初年度からの負担増		-	145,421	216,408	232,957

5 再構築にあたり各所管の考え

(1) 老人医療費（一部負担金相当額等一部助成）助成制度について

資料 2-1 のとおり

(2) 入院時食事・生活療養費助成について

資料 2-2 のとおり

6 今後の障がい福祉サービス事業費推移見込み等について

市単独助成の廃止により福祉医療費助成制度における一般財源が縮減されますが、今後、福祉施策全体の見直しを進める中での活用を図ります。また、障害者総合支援法に基づく自立支援給付等の増加が今後も見込まれることや、地域生活支援事業を地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟に進めていくため、財源確保が必要です。

(自立支援給付(介護給付費・訓練等給付費)の事業費推移見込み)

単位：百万円

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
事業費 (歳出)	6,785	7,358	8,019	8,680	9,341
うち 市負担分 1/4	1,697	1,840	2,005	2,170	2,336
平成29年度からの増		143	308	473	639